



うるま市告示第57号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第4号ロ及びハの規定に基づき景観重要公共施設に関する整備方針及び許可の基準をうるま市景観計画に定めたので、同法第9条第6項及び第8項の規定に基づき、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月17日

うるま市長 島袋 俊夫



1. 名称

景観重要公共施設

（1）道路法による道路

県道16号線（対象区間起点うるま市字川田64-6、対象区間終点うるま市与那城西原232）、市道勝連1-2号線、市道勝連1-3号線、市道勝連1-4号線、市道勝連1-5号線、市道勝連1-6号線、市道勝連1-7号線、市道勝連1-8号線、市道勝連1-9号線、市道勝連1-12号線、市道勝連1-13号線、市道勝連1-14号線、市道勝連1-15号線、市道勝連1-17号線、市道勝連1-18号線、市道勝連1-19号線、市道勝連1-20号線、市道勝連1-21号線、市道勝連1-22号線、市道勝連1-23号線、市道勝連1-24号線、市道勝連1-26号線、市道勝連1-27号線、市道勝連1-28号線、市道勝連1-29号線、市道勝連1-30号線、市道勝連1-32号線、市道勝連1-40号線、市道勝連1-41号線、市道勝連1-42号線、市道勝連1-44号線

（2）都市公園法による都市公園

南風原ふれあいパーク、南風原公園

（3）漁港漁場整備法による漁港

南原漁港

2. 縦覧場所

うるま市都市建設部都市政策課